平成２２年（フ）第２１号
岩手県遠野市小友町23地割１番地１
破産者　高橋　　篤
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割46番地３、申立時の住所岩手県上閉伊郡大槌町末広町３番40号
破産者　中野　惣助
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第３１号
岩手県釜石市松原町１丁目２番25号、旧住所岩手県遠野市上郷町細越第６地割31番地２田代アパート６号
破産者　坂本　和昭
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０８７号
東京都港区虎ノ門２丁目10番１号
清算株式会社　ＪＰエクスプレス株式会社
代表清算人　藤野　利行
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２１号
福岡市博多区神屋町１番27号
清算株式会社　九郵観光サービス株式会社
代表清算人　安田　　進
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２８号
札幌市豊平区美園４条８丁目２番23号
清算株式会社　北海道イセイ販売株式会社
代表清算人　久間木國男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（ヒ）第３００２号
川崎市中原区市ノ坪298番地２―420
清算株式会社　株式会社アイエヌビイ
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

平成２２年（ヒ）第１２号
金沢市泉本町２丁目155番地１　ジョルナーレ泉本町603号
清算株式会社　アイケイケイ株式会社
1　決定年月日　平成22年10月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所

平成２２年（ヒ）第４号
岐阜県下呂市萩原町西上田1393番地の１
清算株式会社　飛騨川興業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０７３号
東京都杉並区西荻北２丁目27番13号
清算株式会社　日本インターフオーン株式会社
代表清算人　横地　利博
1　決定年月日　平成22年９月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定における用語の意味は、以下のとおりである。
1　清算株式会社
日本インターフオーン株式会社をいう。
2　協定債権
清算株式会社に対し、平成21年10月７日までの原因に基づいて発生債権のうち、共益的債権及び優先的債権に該当しない債権をいう。但し担保権付協定債権者については、清算株式会社の財産につき担保権の行使によって弁済を受けることができる債権の額を除く。
3　基準日
本協定に対する認可決定が確定した日の翌日から起算して３か月後の日をいう。
第２　共益的債権、優先的債権および担保付債権に対する弁済
一般の先取特権その他一般の優先権ある債権、特別清算手続きのために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権、および清算株式会社の財産につき担保権を有する債権については、随時全額弁済する。
第３　協定債権に対する弁済
1　協定債権に対する弁済
清算株式会社は、別表１及び２記載の各協定債権者（ただし、別表１―94番の協定債権者を除く。本条から第４条までにおいて同じ。）に対し、基準日において清算株式会社が有する現預金総額から、第２記載の債権等に対し基準日後に弁済することが見込まれる金額として清算人が定めた額を控除した残額を弁済原資として、基準日限り、下記に定める弁済額を弁済する。
記
次の①及び②の合計額
①　金20万円
②　弁済原資の金額から上記①による弁済額を控除した後の残額を各協定債権額（別表２記載の協定債権者について、基準日までに争いが落着しない場合にあっては同別表記載の「債権者主張額」欄記載の額とし、基準日までに争いが落着した場合にあっては当該協定債権者と清算株式会社との間で合意し又は確定判決により定められた協定債権の額（以下「合意等債権額」という。）とする。）のうち各20万円を超える部分の合計額で除した割合（以下「第１回弁済率」という。）を各協定債権者が有する協定債権の額（別表２記載の協定債権者について、基準日までに争いが落着しない場合にあっては同別表記載の「清算株式会社が認める額」欄記載の額とし、基準日までに争いが落着した場合にあっては合意等債権額とする。）のうち各20万円を超える部分の額に乗じた額。
2　協定債権の額について争いの落着しない協定債権の扱い
別表２記載の協定債権者について、基準日後に、協定債権額について、当該協定債権者と清算株式会社との間で合意し又はこれを定める判決が確定（以下「協定債権額合意等」という。）した場合であって、合意等債権額が別表２記載の「清算株式会社が認める額」欄記載の額を超えるときには、当該協定債権者に対し、合意等債権額から同欄記載の額を控除した残額に第１回弁済率を乗じた額（１円未満は切り捨てる。）を、当該協定債権額合意等の日の翌日から起算して３か月後の日限り、弁済する。
3　追加弁済１
基準日において、換価未了の財産が存在し、又は協定債権額合意等がされていない場合、第１条の弁済後、換価未了であった財産の換価及び協定債権額合意等のすべてが完了した日（以下「追加弁済確定日」という。）に、当該時点において清算株式会社が有する現預金総額から、第２記載の債権等全額、換価処分・回収に要する諸費用（税金、仲介手数料、登記費用、測量費用等）、および清算確定申告等の清算手続きに要する費用を控除した残額を追加弁済原資とし、当該追加弁済原資を各協定債権額（ただし、第５の規定による免除前の額）から既弁済額（別表２記載の協定債権者に対する前条による弁済が未了の場合にあっては、前条により弁済すべき額を含む。）を控除した残額（以下「協定債権残額」という。）で除した割合を、各協定債権残額に乗じた額を、追加弁済確定日の翌日から起算して３か月後の日限り、追加弁済する。この場合において、第５の規定による免除の効力は、追加弁済の範囲において失われるものとする。
4　追加弁済２
前項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（ただし、第５の規定による免除前の額から既弁済額を控除した残額。）の割合に応じて弁済する。この場合において、第５の規定による免除の効力は、追加弁済の範囲において失われるものとする。
5　劣後債権
別表１―94番の協定債権者については、その余の協定債権について100％の弁済がおこなわれた後に弁済原資が存在する場合に弁済するものとする。